
規 則

高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第56号

高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

高知県消費生活協同組合法施行細則（平成22年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第31条の8第4項又は」を「第31条の10第4項及び」に改め、同条第15号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条第13号中「又は第26条の4」を「及び第26条の4」に改め、同号を同条第14号とし、同条第3号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「第31条の6（法第31条の8第5項）」を「第31条の8（法第31条の10第5項）」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法第31条の6第1項又は第31条の7第1項の規定による補償契約又は役員賠償責任保険契約の内容の決定に係る理事会の決議をしたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則